

会 議 録

《会議名称》 令和3年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和3年10月4日(月)15:00~16:30 《開催場所》 岸和田市役所新館4階 第1委員会室	承認		
	会長	中野委員	深田委員
	10/18	10/13	10/18

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野委員	岡田委員	加我委員	岸田委員	木多委員	齊藤委員	数宝委員	竹田委員	田中委員	中野委員	深田委員	星乃委員	堀田委員
●	○	○	●	●	×	●	●	●	●	●	●	×

（委員13名中、11名出席）（●はリモート参加）

岸和田市) 松下まちづくり推進部長
 事務局) 都市計画課 山田、松下、柿花、西出、滝元
 傍聴者) 2名

《概 要》

■審議案件

1. ころに残る景観資源発掘プロジェクト 眺望景観について
2. ころに残る景観資源発掘プロジェクト 歴史・文化景観について

■報告事項

1. 箕面市のヒアリングについて
2. 景観施策の取り組みについて
3. 次期委員改選について

《内 容》

■開会

- ・ 13名中11名の委員出席を確認。（会場：2名、リモート：9名）
 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・ 傍聴状況報告。

■挨拶

- ・ 松下まちづくり推進部長挨拶
- ・ 加我会長挨拶

■会議録確認者の指名

- ・ 令和3年度第2回景観審議会の会議録確認者として中野委員と深田委員の2名を指名し、承認される。

■議案第1号「ころに残る景観資源発掘プロジェクト 眺望景観について」

ころに残る景観資源発掘プロジェクト 眺望景観について、事務局より説明。

【質疑の概要】

（委員）・ 応募は1人につき1枚のみか、あるいは複数の応募が可能か。また、感想として、眺望とは言い難い写真も見受けられ、一般の方には難しいテーマであったのかと思った。

（事務局）・ 1人の人が複数応募することは可能としている。

（委員）・ 今回の応募状況はどうか。

（事務局）・ 応募者数25名、応募数50点となっている。6点応募いただいた方もいる。

- (会 長) ・まちかど審査で行うアンケートにおいても、「眺望とは見渡したながめのこと」と記しており、この見渡したという景の広がりに対して、近景、中景、遠景という言葉があり、一般の方々にはわかりにくいかと思うので、表現としては「見渡したながめ」が良いと思う。近景から中景へのながめの広がりも見渡したながめであるし、さらに遠景までとなるとより納得できるものと思う。また、景観ではなくて鳥や花など単体だけを捉えるというもの中にはあるが、その後ろにある背景と一体となっていることにより、見渡したながめと認識出来るかどうかについては、発掘委員会で十分に議論・審議してほしい。次回2月の景観審議会で、発掘委員会から推薦された眺望景観について審議をお願いしたい。
- ・発掘委員会の委員について、資料 1-5 の(案)の各委員で問題ないか。

(事務局) ・各委員についても事前に了承を得ている。

(委 員) ・(一同) 了承。

■議案第2号「こころに残る景観資源発掘プロジェクト 歴史・文化景観について」
こころに残る景観資源発掘プロジェクト 歴史・文化景観について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(会 長) ・次回のテーマである「歴史・文化景観」について、前回の景観審議会でも確認している内容であるが、改めてイメージ写真等を見ながら、資料 2-1 別表 1 にある「対象となる歴史・文化景観」についてと、別表 2「視点と評価」について確認いただきたい。

(委 員) ・前回の審議でもあったことの確認だが、資料の 2-1 別表 2 の(3)と(4)について確認したい。(3)の趣旨としては、長い間その場所に存在する事によって地域と同化しているという事だと思うが、「自然地形や建築物が地域周辺と調和されている」という表現について、若干の違和感があるため、再度検討いただきたいと思う。それと(4)で岸和田城と久米田池を挙げていることについて、何か意図してのものか。

(事務局) ・(3)については見直そうと思う。(4)については、これまでみちや水辺など様々なテーマで募集してきたが、岸和田城と久米田池はどのテーマにも必ず入っており、この2つについては取り分け見る場所や人によって色々な場面を見せてくれる場所なんだということで、特別に選定した経過がある。次回の歴史・文化というテーマでも岸和田城や久米田池も行基が作った池ということで歴史が深いものであることから特別扱いで評価したいと考えている。

(委 員) ・趣旨はわかったが、評価の視点として、岸和田城や久米田池を扱っていないものは(4)のポイントは入らないということか。評価点が自動的に低くなってしまうのか。

(事務局) ・評価については他の案件と同様の評価である。岸和田城と久米田池は件数が多く、選定する中でどうしても岸和田城と久米田池に偏りがでてしまうため、他の場所も広く選定していきたいという思いから別枠で挙げている。点数の評価としては同じ視点で見る。

(会 長) ・私の解釈では、すべての対象を(1)から(3)で評価し、岸和田城と久米田池が出てきた際には(4)の視点で評価するものと思っていた。いつもと同じ視点ではなく、歴史・文化に沿った視点と判断できるものについては選考すると思っていた。(4)は岸和田城

と久米田池を扱う場合の注意事項という捉え方をしていた。岸和田城と久米田池は毎回、違った角度からの景観が示され、その視点に驚かされている。私の印象ではこの(4)は注意事項だと思っている。それから(3)について、地域周辺を支えているのは自然地形であり、建築物は自然地形や地域周辺とおそらく馴染むものになる。植物、緑もやはり自然地形や地域周辺と馴染むものとならないといけないと思う。「対象物がその地域の自然や周辺と馴染んでいるもの」といった表現がいいのではないかと思う。これについてはご検討いただきたい。

- (委員) ・資料2-3左下の田んぼの風景は非常に良いと思うが、少し逆光となっておりわかりづらいため、巡行の際にもう一度撮っていただければと思う。
- (会長) ・この棚田の景観を文化景観として捉えてもらえるかも非常に重要なところだが、文化庁としては生業や営みが発現している景観を文化景観としており、近年のこの農業の生業の風景や漁業、林業といった生業が姿を表している景観が文化景観と定義され、全国的にも重要な文化的景観の指定ということになっているので、そういった視点で出てくると非常に良いと思う。
- (委員) ・文化的景観に関しては、最近は産業遺産を取り入れたり、大阪の景観政策では賑わいも景観整備の一環として取り入れたりしているが、そういった都市活動的なものも市民活動への効果では結構高いような気がするので、何らかの形で入るといいと思う。
- (会長) ・暮らしや日常に加えて、賑わいや伝統といった人の営みなども含めての文化景観ということで、多くの方から応募がなされることを期待している。資料2-3表紙の「歴史・文化景観」という表現や、#(ハッシュタグ)で表現したキーワードで想像を膨らませて応募いただけることを楽しみにしている。11月1日から5月31日まで、第11弾：歴史・文化景観が募集ということで、皆さんの方でも宣伝等していただいて多くの方から応募いただきたい。
- (事務局) ・先にあった別表2(3)については、再考し、会長と相談しながら決めたいと思う。
- (会長) ・応募要領には当該視点と評価について記載があるか。
- (事務局) ・応募要領には記載していない。
- (会長) ・言葉の整理であり、考え方としてはその地域に馴染んだものとして捉えるということなので、その点ご了解の上で進め、発掘委員会の際にご確認いただきたい。

■報告第1号「箕面市のヒアリングについて」

箕面市のヒアリングについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

- (委員) ・箕面市は事前相談書では建築物と広告物がそれぞれ別になっているが、一緒に行為をする場合は建築物と広告物のそれぞれについて協議ができると解釈してよいか。
- (事務局) ・新築の場合は、建築物と広告物は同時に相談することは可能とのこと。
- (委員) ・例えば建築物の相談だけを先に済ませた場合、その後広告物を継続して審議されていると解釈してよいか。
- (事務局) ・広告物がまだ決まってない場合、先に建築物で相談をしてもらい、その後広告物の詳細が決まれば改めて広告物についての相談を行う旨の覚書を交わしていると伺っている。

(委員) ・相談の結果生じる変更に伴う費用について、行政から何らかの助成金等が出るのか。

(事務局) ・おそらく出ない。

(会長) ・変更しなさいということではなく、相談の中で建築行為や広告物の内容に変更の必要が生じた際に、写真のように誘導されて設置していただいているということになる。例えば、ある店舗が看板の内容を変更するといった場合、相談を受ける中で文字色と背景色を反転させた方がいいと誘導し変更していただいているというもの。よって、市からの助成金等は発生しない。

- ・写真のラーメン屋とリサイクルショップは、市民からの相談を市が受け、市民の声を店側に届けた結果、自主的に変更された事例。

(委員) ・こういう先進事例が現地調査で分かったのは意義があったと思うが、これを受けて岸和田市としては、こういう風に変えていきたいという指針のようなものが少し見えてきたか。

(事務局) ・今すぐというのはなかなか難しいが、まず事業者に提示できる基準書のようなガイドラインを作成し、景観計画と景観条例を改正する方向で進めていきたいと考えている。内容については、今後考えていきたい。

(会長) ・資料 3-1 の景観条例における両市の定義に違いを感じた。岸和田市は「建築物等」には、建築物以外の工作物や屋外広告物も含める旨書いているものの、やはり建築物を対象に景観誘導を図ってきている。箕面市の場合には、それをベースにしながら、建築物と工作物と広告物、この3つが対象と言うことで、明確に分類されているように思う。このように何が対象であるかを明確に記すだけでも大きく違うと思う。それと、「努めなければならない」と「適合するようにしなければならない」の違いについても大きい。同じような文言であっても、事業者に対する指導の仕方が異なってくるものと思うので、十二分にご検討いただきたい。箕面市に限ってのことではなく、多くのところで文字色と背景色を反転させるといった看板事例は増えてきている。一方で「派手なところにはより派手な看板を」、「大きな看板があるところにはより大きな看板を」と、競い合っているというようなこともあるので、取り組みを早急に進めていただければと思う。

■報告第2号「景観施策の取り組みについて」

景観施策の取り組みについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

(会長) ・資料 4-1 の違反屋外広告物対策について、広告物の安全確認という事で調査されたと言うことだが、非自家用広告物については基本的に掲出してはいけないということか。

(事務局) ・岸和田市では、国道 26 号線と牛滝山貝塚線沿いで掲出不可としている。

(会長) ・こういった屋外広告物の規制については安全基準の観点からだが、景観的視点においても極力広告物の数を減らすことは重要と思うので、景観的側面からも取り組んでいただきたいと思う。それと先程の報告 1 において、岸和田市の景観条例では「屋外広告物」と表記しているのに対し、箕面市は「広告物」と表記している。これも大きな違いで、屋外広告物というと屋外広告物法に合致するもので屋外に掲出されているものとなるが、景観的視点で考えると広告物として、屋外から見えるもの全てが対象であると運用された方がいいので、景観条例の改正検討の際には屋外広告物なのか広告物なのかは慎重に議論をして検討してもらいたい。箕面市や京都で議論となったのは、ガラス越しに内側から掲げる広告物は屋外広告物の対象外となっている。ただ、景観的視点で見ると屋外から見えるため対

象物であるということで議論になったことがあるため、広告物という表現を意識してもらいたい。

■報告第3号「次期委員改選について」
次期委員の改選について、事務局より説明。

※ 質疑なし

(事務局) ・次回の景観審議会については令和4年2月頃予定。

以上